

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月25日
【会社名】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
【英訳名】	GS Yuasa Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 依田 誠
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
【電話番号】	075 (312) 1211
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート室長 中川 敏幸
【最寄りの連絡場所】	東京支社 東京都港区芝公園一丁目7番13号
【電話番号】	03 (5402) 5800
【事務連絡者氏名】	株式会社 GSユアサ 東京支社担当部長 松尾 久
【縦覧に供する場所】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 東京支社 (東京都港区芝公園一丁目7番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年2月25日開催の取締役会において、欧州を中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）において募集する2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- イ 本新株予約権付社債の銘柄
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
- ロ 本新株予約権付社債券に関する事項
- () 発行価額（払込金額）
本社債の額面金額の100.5%（各本社債の額面金額 10,000,000円）
 - () 発行価格（募集価格）
本社債の額面金額の103.0%
 - () 発行価額の総額
251億2,500万円及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
 - () 券面額の総額
250億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額
 - () 利率
本社債に利息は付さない。
 - () 償還期限
2019年3月13日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
 - () 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
 - (1) 種類及び内容
当社普通株式（単元株式数 1,000株）
 - (2) 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記()記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - () 本新株予約権の総数
2,500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数
 - () 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、ただちに消却されるものとする。
 - (2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役または代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
 - (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（ただし、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

() 本新株予約権の行使期間

2014年3月27日から2019年2月27日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

ただし、クリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益喪失の場合は、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年2月27日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する期間であって30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（または当該暦日が東京における営業日でない場合、当該暦日の東京における翌営業日）が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(xii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiii) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。ただし、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(xiv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

八 発行方法

Morgan Stanley & Co. International plc及びNomura International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とし、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びJ.P. Morgan Securities plcを共同幹事引受会社とする幹事引受会社の総額個別買取引受による欧州を中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）における募集。

二 引受人の名称

Morgan Stanley & Co. International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

Nomura International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

SMBC Nikko Capital Markets Limited

J.P. Morgan Securities plc

ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

(1) 払込総額 25,125百万円

(2) 発行諸費用の概算額 110百万円

(3) 差引手取概算額 25,015百万円

() 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債発行による差引手取金概算額については、以下のとおり充当することを予定している。

海外事業の強化を目的とした、中国、タイ、ベトナム等の海外地域における土地取得及び設備投資資金として、2015年3月末までに、約49億円。

国内自動車電池事業及び産業電池電源事業における設備投資資金として、2014年9月末までに、約35億円。

車載用リチウムイオン電池事業における設備投資資金及び欧州新会社であるLithium Energy and Power GmbH & Co. KGへの増資資金として、2015年3月末までに、約16億円。

有利子負債の返済資金として、2014年3月末までに、約150億円（なお、返済する有利子負債の主な内訳は、2013年5月に実施したタイのSiam GS Battery Co., Ltd.の増資の資金として借り入れた約15億円、2013年11月に実施した欧州新会社設立に伴う資金として借り入れた約7億円及び2013年9月に期限が到来したシンジケートローンの返済資金として借り入れた120億円）。

- ト 新規発行年月日
2014年3月13日
- チ 上場金融商品取引所の名称
本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。
- リ 平成26年2月25日現在の発行済株式総数及び資本金の額
発行済株式総数 413,574,714株
資本金の額 33,021百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上